

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、令和二年十二月十六日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降、積極的な調査特別委員会活動を継続しつつ、刻々と変化する被災地の状況に即応し、的確な実態把握を行うとともに、時宜を得た要望・要請活動等を行っていくものとし、特に次の二項目を重点活動等とした。

1 被災市町の復旧・復興状況の調査（主に市町議会及び首長等との意見交換並びに現地視察による）及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むほか、第二期復興・創生期間に向けた施策についての調査を行うこと。

2 東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて、現状の課題を整理するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題を始め、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）、東北大学及び宮城県漁業協同組合か

ら参考人を招致し、意見を聴取した。

また、沿岸被災自治体三市一町や県内外の震災伝承施設、民間団体に対して調査を実施し、これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

その後、再び東京電力から参考人を招致し、意見を聴取した。

その概要は、次のとおりである。

二 参考人意見聴取

1 令和三年四月二十二日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか四人）

新妻氏ほか四人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針等について、また、福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）の廃炉及び汚染水の現状と対策について、次のように述べた。

初めに、損害賠償関係については、三つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」）に基づき、事故と相当因果関係のある損害が存在する限り賠償する方針であること、原発事故から十年が経過したが、消滅時効の完成後も請求者の個別事情を踏まえ、柔軟な対応をすることなどを述べた。

次に、廃炉に向けた使用済み燃料プールからの燃料の取り出しについて、一号機は残存する建屋カバーの解体に、二号機は建屋上部の作業場内の準備作業に着手し、三号機は令和三年二月に五百六十六体全ての燃料の取り出しが完了したと述べた。また、令和三年より開始予定であった、燃料デブリの取り出しは、新型コロナウイルス感染症の影響により海外でのロボットアームの開発が遅延しているが、工程遅延を一年程度にとどめるべく、工程の精査を行っている」と述べた。

また、令和三年四月十三日に「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（第五回）」において、「東京電

力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が国から示されたことを踏まえ、東京電力の取り組みむべき基本姿勢として、多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出にあたっては、法令に基づく安全基準等の遵守はもとより、関連する国際法や国際慣行に基づきながら、人及び環境への放射線影響評価により、放出する水が安全な水であることを確実に確認し、公衆や周辺環境、農林水産物の安全を確保する等の対応を徹底して行っていくと述べた。

2 令和三年七月七日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか三人）

新妻氏ほか三人は、ALPS処理水の取扱いに関する海洋放出設備等の検討状況等について次のように述べた。

初めに、ALPS処理水の取扱いに関する海洋放出設備等の検討状況については、トリチウム、ALPS除去対象核種である六十二核種及び炭素十四の放射能濃度を、希釈放出前に適切な方法で測定・評価するため、「受入」・「測定・評価」・「放出」の三つの役割を持つサンプルタンク群を用意すると述べた。

次に、トリチウムの分離技術に関する幅広い調査や提案の受付を行う第三者機関を選定し、国内外を対象としたトリチウムの分離技術に関する調査や提案の受付を開始したと述べた。さらに、現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行い、技術の確立を目指すとした。

3 令和三年十月七日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか四人）

新妻氏ほか四人は、ALPS処理水の取り扱いに関する検討状況等について、次のように述べた。

初めに、ALPS処理水の取扱いを含めた原発の廃炉の取組に関して、地域や社会の懸念を払拭し、理解を深めてもらえるよう、国内外に対し、迅速で正確かつ透明性の高い情報発信に努め、風評対策にも全力で取り組むと述べた。

加えて、今後予定される国際原子力機関（IAEA）によるALPS処理水の海洋放出に係る安全性確認（レビュー）の際には、政府を通じて情報提供や説明を丁寧に行うと述べた。

ALPS処理水放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償の基本的な考えとしては、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、個別の事情を丁寧に把握するとともに統計データの分析等からの推認等により被害者に負担をかけないよう柔軟な対応を行うと述べた。

さらに、宮城県における理解醸成と風評対策として、令和三年十月一日より、地域や社会の関心事項に沿った対応に向けた体制強化のため、専属の組織として仙台事務所を設置するとともに、関係者との対話・協議を通じた対策の充足・拡大を行うと述べた。

これらの意見聴取に関して、ALPS処理水の海洋放出により、復興途上の被災地が受けるダメージは大きく、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討し、トリチウム等を除去する方法の研究・開発に積極的に取り組むこと、関係機関に対する透明性のある情報公開・情報発信と説明責任を果たすことを求める意見が委員から出された。

4 令和三年五月二十五日（東北大学准教授 柴山 明寛氏）

柴山氏からは、東日本大震災の伝承の現状及び課題について説明を受けた。

伝承とは、個々の体験したことを後世に伝えていく作業であり、東日本大震災での地震・津波の被害や災害の伝承のほか、災害から復興する過程において、水産業や農業、工業などの分野が、働き手が減少する中

で、新しく六次産業化などにより蓄積した経験や教訓も伝承と捉えることができる。今後、過疎化や高齢化が進む社会で活用できる新たな伝承ともなり得るといふ観点で、伝承を考えることも重要であると述べた。

また、伝承の取組の継承は、巨大地震の発生が想定される南海トラフ地震などの大規模災害の対応時にも、経験や教訓等を生かすことを可能とし、ひいては、世界全体に共通した事前防災としての役割も果たすこともできると述べた。

次に、現在、伝承の活動を行っている団体や機関は五十以上存在しており、今後の活動の継続が課題として挙げられる。個々の特色を打ち出している各団体等が補完し合うことで、互いの存在の有効性をより高めることができることから、今後ますます連携が重要になると述べた。

また、各施設の持つ記録文書類や映像資料等の多様な情報であるデジタルアーカイブが十分に連携されず、また、連携をコーディネートできる人材が育っていないため、単発事業となりがちで、継続性が見えないことも課題である。災害の事実を正確に把握し、それにより得られた教訓を正しく理解することが必要であり、今後起こりうる様々な災害の場面で対応できる真の応用力を身に付けるためにも、伝承の担い手を育成する仕組み等を総合的に構築することが重要であると述べた。

5 令和三年五月二十五日（宮城県漁業協同組合 代表理事 寺沢 春彦氏、ほか一人）

寺沢氏からは、原発におけるALPS処理水の処分に関する風評被害等の現状及び課題について説明を受けた。

県内の漁業者等は、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費低迷により、水産物の価格の下落等の厳しい経営を強いられている現状にある中、令和三年四月十三日に国によるALPS処理水の海洋放出の方針が決定されたことは、漁業者等にとっては驚きと憤りをも飛び越え、怒りを覚えている。

海洋放出が決定された時点で、既に風評被害が発生していると言っても過言ではなく、消費者からは、安全性に対する疑問を抱いての問合せや、県産水産物に対する不安の声も多いと聞いている。

国の姿勢が、福島復興と廃炉を基本方針としていることから、風評の影響は、福島県以外は受けないと考えているようにも思え、県産水産物への風評被害に対して、国は東京電力にしっかり指導できるのか、責任を持って対応してもらえるのか不安である。

漁業者に対する説明責任も十分に果たさない中で、漁業者の意見を無視した方針の決定には、希望の光すら見えず、国の原子力政策の誤りを漁業者に責任転嫁するもので、当事者意識に欠けていると言わざるを得ないと述べた。

三 県内外調査

本委員会は、令和三年七月十五日、同二十八日及び同年八月二十六日の三日間、県内外調査を実施した。

被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行ったほか、東松島市の事業者や石巻市及び岩手県陸前高田市の伝承施設及び伝承団体から事業概要等について説明を受けた。その実施状況は、次のとおりである。

- 1 七月十五日 あおい地区会（東松島市）、小規模多機能型居宅介護いろどりの丘（東松島市）、東松島市、みやぎ東日本大震災津波伝承館（石巻市）、三・一一みらいサポートMEET門脇（石巻市）
- 2 七月二十八日 東日本大震災津波伝承館（岩手県陸前高田市）、気仙沼市
- 3 八月二十六日 石巻市、女川町

これらの調査時における主な発言は次のとおりである。

一点目は、「移転元地の活用について」である。防災集団移転促進事業により被災市町が買い取った移転元地は、複雑な地形を有し集約できない小規模の土地が点在しており、さらに公有地と民有地が混在しているため、有効活用が難しく、長期的な観点での取組が必要である。また、固定資産税の減収や維持管理費の負担等の財源の確保のほか、地域の実情に合った土地利用の推進ができる支援制度の創設などが課題となっている。

二点目は、「災害公営住宅の活用について」である。被災市町では、災害公営住宅等の有効活用策として、老朽化が著しい既存市営住宅の早期集約、移住者等を対象とした入居要件の緩和、払下げの促進を進める等の活用を図っている。また、被災者に対し仮設住宅からの早期移転を促し、被災市町独自で家賃減免を実施する等の施策を講じているが、災害公営住宅の空室の増加、入居者の高齢化による団地会運営の継続困難などが課題となっている。

三点目は、「災害援護資金貸付金制度に係る償還金の免除等について」である。令和元年度以降、償還が本格化しているが、諸々の理由により約定の部分償還が滞納に至るケースが増えており、償還金の支払い猶予を適用し、借受人の償還期間の延長等の措置を講じている。今後も借受人の転職等やコロナ禍における事業低迷等による収入減少が見込まれ、償還猶予先の増加も懸念される。令和元年度に災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、破産手続き開始又は再生手続き開始の決定時にも免除が可能となったが、更なる制度拡大のほか、償還免除について、具体的な基準の明示や償還困難者等に対する基礎自治体の裁量による償還免除の決定を行った場合の国及び県における免除規定の整備、債権回収に向けた個々の取組に係る経費への助成や、債権回収を専門的かつ専属的に実施するための債権回収機構等の設置等について要望があった。

四点目は、「伝承への取組について」である。東日本大震災から十年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されている。記憶や経験を語り継ぎ、将来に生かすためには、それぞれの団体や施設の理念や視点を生かして取り組んでいる震災遺構やアーカイブ、語り部などの東日本大震災の記憶・教訓の伝承活動について、ゲートウエ

イ（玄関口）の役割を担っている伝承施設等がその中心となり、防災文化の効果的な醸成と継承に向け、連携した取組を行うための仕組み作りが課題である。

四 要望（要請）活動

1 復興大臣に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、参考人意見聴取や沿岸市町等における県内外調査を実施し、課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため令和三年九月十三日に、平沢勝栄復興大臣（当時）に対して要望活動を実施した。要望事項については、次のとおりである。

- (1) 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等
- (2) 復旧・復興に要する人的支援の継続
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続
- (4) 二重債務問題対策に係る支援の継続
- (5) 被災地の子どもへの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等
- (6) 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保
移転元地の利活用の促進
- (7) 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続
- (8) 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
- (9) 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備
- (10) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

- (12) 事業復興型雇用確保事業の延長
 - (13) 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策
 - (14) 震災ガレキの処理に対する継続的な支援
 - (15) 復旧・復興事業における事務の簡素化
 - (16) 国際リニアコライダー（ILC）の実現
 - (17) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等
 - イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現
 - ロ 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応
 - ハ ALPS処理水の風評被害対策、海洋への汚染水の流出防止対策及び放射性物質の対策
 - ニ 放射能に汚染された廃棄物の処理
- このうち、「(1)東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等」及び「(17)東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等」を重点要望項目とした。

前者については、復旧・復興事業の完了に向けて全力を尽くしているが、一部のハード事業が未完了となっており、また、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題を始め、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援などについて、特例的な予算措置を継続し、被災自治体が必要としているハード・ソフトの両事業について、財政支援や各種制度を確実に講じるとともに、制度の運用に当たっては、地域の声・実情に応じ柔軟に対応するよう要望した。

後者については、原発事故に伴う風評被害が依然として収束しておらず、本県の地域産業に大きな影響をもたらしていることから、東京電力による賠償について、県境に関係なく、被害の実態に応じて十分かつ迅速な賠償を行うよう、東京電力に対して国から強く指導すること、農林水産物等の全面輸入停止措置を講じ

ている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけること、ALPS処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業等に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されることから、地元関係者の意見を十分に聴き、風評被害を拡大・深刻化させることのないよう、丁寧な説明と万全な対策を講じることを要望した。

また、意見交換の中では、「(7) 移転元地の利活用の促進」について触れ、移転元地の維持管理等に関わる財源措置や地域の実情に合った移転元地の利活用への支援を求めた。

これに対して、平沢勝栄復興大臣（当時）から、次のような発言があった。

復興はまだ終わったわけではなく、今後も日本全体の問題という位置付けで取り組んでいく。財政支援については、ハード事業も100%の完了とはなっておらず、また、被災者の心のケア等のソフト事業にもしっかりと取り組みたい。東京電力の賠償問題等については、復興庁としても重要な問題と捉えており、経済産業省に、東京電力に対して適切な指導を行うように求める。

韓国も含めた海外の輸入規制の問題については、引き続き最重要課題として、相手国が正しい知識により対応できるように取り組んでいく。ALPS処理水の海洋放出問題については、各省庁の職員で構成する風評対策タスクフォースにおいて、更なる風評被害が起こらないよう国を挙げて全力で取り組んでいきたいと述べた。

2 東京電力に対する要請活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和三年九月十三日に、東京電力に対して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

(1) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について

ロ 請求手続の一層の簡素化について

ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について

ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

ロ ALPS処理水の自然界放出について

ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

このうち、「賠償」及び「ALPS処理水の自然界放出について」を重点要請項目とした。

前者については、生産者、事業者による賠償請求に関して、基本的にはその全てが原発事故に起因するものであるが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じない等、消極的な姿勢のままである。このため、県境に関係なく、被害の実態に応じて十分かつ迅速な賠償を行うこと、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償を行うことなどを要請した。

後者については、福島県に隣接する本県は、農林水産物の出荷制限や輸入禁止措置などに見舞われているほか、原発事故に伴う風評被害が依然として収束しておらず、地域産業に大きな影響をもたらしている。ALPS処理水の海洋放出の決定は、風評被害を更に拡大・深刻化させるおそれがあり、被災地のダメージは大きく、容認できないという立場に変わりはない。原発事故の原因を作った当事者として、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法について引き続き検討するとともに、トリチウム等を除去する研究・開発に積極的に取り組むこと、今回の決定による新たな風評被害を生じさせないよう、国民や国際社会の理解

醸成と万が一に備えた損害賠償スキームの策定などを国とともに責任を持って対応するよう要請した。

当該要請の内容について、東京電力高原常務執行役福島復興本社代表からは冒頭で、多くの人に迷惑や心配を掛けていることに改めてお詫びの言葉があり、また、原発事故の当事者として、ALPS処理水に関しての安全対策はもろんのこと、風評影響の抑制・対策、迅速な損害賠償について、責任を持って対応していくこと、要請書の内容については真摯に対応していくことが述べられた。

次に、当該要請に関する東京電力の基本的な考え方として、一点目の「賠償」については、賠償に関する三つの誓いの中で、事故と因果関係がある被害については、損害がある限り賠償するという方針を掲げていること、損害賠償の消滅時効の取扱いについては柔軟な対応をすることなどが述べられた。

二点目の「ALPS処理水の自然界放出について」については、安全性の確保を大前提に、専門組織を設置し、新たな風評影響を最大限に抑制するための対応を徹底すること、環境影響への懸念払拭のため、海域モニタリングを強化し拡充することや、環境への放射線影響評価の実施及び公表、国際原子力機関（IAEA）を含む第三者機関の関与により、客観性及び透明性の確保等を図り、国内外に対して科学的事実に基づく正確でわかりやすい情報発信や双方向コミュニケーション等を通じ、理解醸成に取り組むと述べた。

そのほか、トリチウム分離技術に関する調査や提案受付を実施し、引き続き、新たな技術動向について継続的に注視し、主体的に取り組んでいくと述べた。

五 総括

本委員会は、参考人意見聴取や県内外における調査活動等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係る様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、国や関係機関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

東日本大震災の発災から十年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業がほぼ完成し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を始めとする各種支援施策が継続的に実施されるとともに、「石巻南浜津波復興祈念公園」や「みやぎ東日本大震災津波伝承館」など、県内各地に震災遺構・伝承施設が完成し、復興完遂に向けて着実に歩みが進められているところである。

一方で、沿岸部においては、やむを得ない事情等により一部のハード事業が未完了となっているほか、依然として自治体におけるマンパワー不足が続いており、また、被災者に対する心のケアや被災地の子どもに対する支援、地域コミュニティの再構築といったソフト事業、防災集団移転促進事業の移転元土地利用など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化する様々な課題を抱えている状況にあり、令和四年度以降も被災市町が必要とする財政支援や各種制度を確実に講じるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実態に即した柔軟な対応が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、廃炉に向けた道筋や使用済み燃料プールからの燃料取り出し等の廃炉作業が進められている一方、賠償については必ずしも十分とは言えない状況にあるほか、指定廃棄物や除去土壌等の課題も残っている。さらに、従来から本県産品等に対する不安が払拭されず、国内外において、風評等の被害が続いている中、国においては、ALPS処理水の処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定したところであり、当該処理水の海洋放出は、本県産業に対して風評被害にとどまらない多大な影響を与えるおそれがある。

特に、風評被害の払拭に向けては、食品と放射能に関する正しい知識のかん養により、本県のみならず全国の消費者等に対し、本県産品等の安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより

国等による全国を対象とした継続的な取組が必要である。

加えて、近年、全国的に台風、地震、豪雨等による大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興の取組の中で培った教訓や知見を広く発信し、後世に確実に伝承していくことは、被災県として国内外の防災力向上に貢献するためにも極めて重要である。

東日本大震災からの復興については、令和二年六月に復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁の設置期間が十年間延長されたほか、同年七月には、「令和三年度以降の復興の取組について」が決定され、令和三年度から令和七年度までの五年間が「第二期復興・創生期間」と位置付けられたところであり、今後は、本県として残された事業に全力を挙げて取り組むとともに、東日本大震災の伝承と記憶の風化防止、津波防災教育への対応について、震災遺構やみやぎ東日本大震災津波伝承館等の積極的な活用も含めて十分な施策を主体的に講じていくことが強く求められる。

このような現況の下、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、様々な課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に県及び国等への働きかけを行うためにも、次期においても特別委員会を設置し、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動の在り方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の復興に資するべく全力を傾注する必要があると当委員会では考える。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

令和三年十一月十九日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 佐々木 喜 藏

宮城県議会議長 石川 光 次 郎 殿